

中小法人・個人事業者等に支援金

国の「月次支援金」(今年4月から8月分のいずれか)を受け取っている中小法人・個人事業者等を対象に府が「一時支援金」を支給します。中小法人等は50万円、個人事業者等は25万円受給できます。

府独自の
一時支援金

中小法人
50万円

個人事業者
25万円



概要

大阪府は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、国の「月次支援金」(今年4月から8月分のいずれか)を受け取っている中小法人・個人事業者等を対象に「一時支援金」を支給すると発表しました。本支援金の対象者は、国の「月次支援金」(4月から8月分のいずれか)を受け取っておられる方です。「月次支援金」を受給されていない方は、まずは「月次支援金」の申請を行ってください。申請締切りは10月末です。

取り組み

公明党府議団は、5月14日の緊急知事要望において、「国が支給する月次支援金に府も独自に上乗せする支援金」を要望していました。

制度の概要は、11月の早い時期に発表される予定です。大阪府のホームページをご覧ください。